

Monthly Economist Report

三中全会からうかがえる中国経済の展望
—改革のさらなる全面的深化、中国式現代化の推進

2024年8月

PwC コンサルティング合同会社
PwC Intelligence シニアエコノミスト 菊田直孝



中国では、7月15~18日に中国共産党の重要会議である三中全会(第20期中央委員会第3回全体会議)が開催された。三中全会では、過去から中長期的な経済政策の運営方針が討議されてきた。このため、足元の中国経済が長引く不動産不況などの影響から減速基調を辿っている中、今回の三中全会で大規模な景気刺激策が打ち出されることを期待する声もあった。ただし、以下に述べるとおり、目先の経済テコ入れとの観点からみれば、総じて具体的な施策に乏しい内容であり、中国共産党として目指すべき原理原則を確認するものとなったように思われる。

今回の三中全会で審議・採択された「改革のさらなる全面的深化、中国式現代化の推進に関する中共中央の決定」(以下、「決定」)をみると、習近平政権が目指している2024年の経済運営のスタンスに止まらず、中長期的な目線を踏まえた政府当局の政策スタンスがうかがえる。以下では、三中全会の「決定」で示された方針の内容や方向性を踏まえつつ、中国経済の今後の展望について筆者の見解を述べていく。

三中全会の位置付け

中国の三中全会は、指導部の中長期的な国家運営の基本方針を決定する重要会議である。中国では、5年に1度開催される共産党大会において、共産党の最高指導機関である中央委員会の委員(委員約200名、候補委員約170名)が選出される。これら委員全員が集まって開催する「全体会議」を、年に1回以上開催することが党規約に定められている。近年は1期5年の間で「全体会議」が7回開催されることが慣例化しており、共産党大会直後に新指導部を選出する「一中全会」から、次期党大会の直前に議題を設定する「七中全会」など、それぞれの会議には概ね役割が定められている。「三中全会」とは、任期中の第3回となる全体会議との位置付けにある。過去の三中全会を振り返ると、1978年には改革・開放路線の導入が決定されたほか、1993年には社会主義市場経済体制の確立が打ち出されるなど、中長期的な経済政策も含め中国の重要な経済改革を決定する場となってきた¹。このような経緯もあり、足元の経済環境が厳しい状況に直面している中、3期目に入った現政権が開催する三中全会において、どのような方針が打ち出されるのか注目されていた。

通例では、三中全会は共産党大会から1年後に開催されている。3期目の習近平体制の下では2022年10月に共産党大会が開催されたことから、三中全会は2023年秋頃の開催が見込まれていたが、今回は特段のアナウンスもないまま年越し、党大会の約2年後となる今年7月に開催された。今回の三中全会の開催が遅れた背景など詳細は不明ながら、足元の厳しい経済環境下にあって、経済構造改革のための施策検討に時間を要したほか、習近平政権が昨年来強力に推進している「反腐敗・反汚職」運動により多数の高級幹部が摘発され、混乱を来たした党指導部の体制作りを進めていたこと等が考えられる。いずれにしろ、こうして明確な説明もないまま開催時期が延期されたことから、中国政府当局の情報開示に対するスタンスを不安視する声を惹起することになった。

¹ 過去の三中全会の内容を振り返ると、1978年：改革・開放路線を決定、1984年：都市を重点とした経済体制改革の基本政策を策定、1988年：価格と賃金の改革プランを承認、1993年：社会主義市場経済体制の確立方針を策定、1998年：農地使用期限の延長など農村経済活性化を議論、2003年：私営など非公有制経済の拡大奨励を決定、2008年：農地使用権の流動化など農村改革を議論、となっている。2012年の党大会を経て発足した習近平政権では、2013年：幅広い全面深化改革や一人っ子政策緩和を決定、2018年：党に権力を集める党・国家機関改革深化案を採択、となっている。

今回の三中全会からうかがえるメッセージ

こうした過去からの経緯も踏まえつつ、今回の三中全会で示された内容についてみていく。今回の三中全会では、「改革のさらなる全面的深化、中国式現代化の推進に関する中共中央の決定」(以下、「決定」)が審議・採択された(図表 1)。「決定」全文は 15 章(総論および 14 章)60 条、約 300 の「改革」項目で構成されている。「決定」では、習近平政権が主導している「改革の全面的な深化」と中国独自の発展モデルを追求する「中国式現代化」を推進するとし、中華人民共和国の建国 80 年となる 5 年後の 2029 年までの改革目標を発表した。また、2035 年を目途に「社会主義現代化」の基本的な実現を図るとともに、2029 年までに改革任務の完成を目指す方針が明らかにされている。

今回の「決定」を総じてみれば、基本的には、2022 年の第 20 回共産党大会など習近平政権下の重要会議で示された政策を継続する方針となっている。習近平政権が成立した後に開催された 2013 年の三中全会において打ち出した「改革の全面的な深化」を推進する方針を継続し、今後はここで示された「改革」を実現する段階にあると位置付けている。今回の三中全会で注目される最大の特徴は、「中国式現代化」というキーワードである。2022 年の党大会の報告で提起され、党規約にも織り込まれており、今年 3 月に開催された全人代の「政治活動報告」でも強調されている概念である²。中国は広大な国土と人口を抱え地域間格差も大きく、政治体制でも西洋と異なる独自性や特殊性を有していることから、これまで西側の先進諸国が進めてきた発展モデルとは異なり、中国独自の現代化を推進することを謳っているものである。

図表 1 三中全会の「決定」で示された 15 章の項目

- 1 改革のさらなる全面的な深化と、中国式現代化の推進の重要な意義と全般的な要請
- 2 ハイレベルの社会主義市場経済体制を構築する
- 3 質の高い経済発展を推進する体制・仕組みを整備する
- 4 全面的イノベーションを支援する体制・仕組みを構築する
- 5 マクロ経済のガバナンス体系を健全化する
- 6 都市部と農村部の融合発展を目指す体制・仕組みを充実させる
- 7 ハイレベルの対外開放の体制・仕組みを充実させる
- 8 全過程の人民民主の制度体系を健全化する
- 9 中国の特色ある社会主義法治体系を充実させる
- 10 文化的体制・仕組みの改革を深化させる
- 11 民生を保障・改善する制度体系を健全化させる
- 12 生態文明の体制改革を深化させる
- 13 國家安全保障の体系・能力の現代化を推進する
- 14 国防と軍の改革を持続的に深化させる
- 15 改革の更なる全面深化と、中国式現代化の推進に対する党の指導レベルを引き上げる

(出所)中国新華社より筆者作成。

さらに、今回の三中全会で示されたコミュニケ(声明文)には、国家安全が「中国式現代化を進めるための基礎」と明記され、「国家安全」を重視する姿勢を鮮明としつつ、「経済発展」と「国家安全」の両方を追求していく方針が示されている。足元では習近平指導部が主導する「新質生産力」を追い風にした EV や太陽光パネルといった分野での過剰生産能力を巡り、欧米諸国が対中姿勢を硬化させている。こうしたなか、供給側改革を深化するとして、各地方で分散し併存している重複投資を見直し、過剰生産能力の削減に向けて「全国統一大市場」の考えをもって、欧米諸国からの批判に対応する姿勢をみせている。さらには、中国国内で半導体や工作機械、自動車などの分野でイノベーションを加速させる「新質生産力」を育成しつつ、「サプライチェーンの強靭性と安全性の水準を高める体制を整備する」方針が打ち出されている。欧米諸国から対中貿易に対する規制が

² 中国の全人代の「政府活動報告」の内容については、PwC Intelligence のレポート「全人代後の中国経済の行方—『政府活動報告』からみる『5%成長』の実現可能性」を参照のこと(<https://www.pwc.com/jp/ja/services/consulting/intelligence/monthly-economist-report/monthly-economist-report202403.html>)。

強まるなか、「自立自強」を目指すとしており、ここでも「国家安全」を意識したスタンスがうかがえる。科学技術の発展のために「人材強国」を目指し、国家レベルの人材育成を目指すほか、海外からも優秀な人材の誘致を目指すとしている。

さらに、経済分野についてみると、積極的な内需拡大を図るため、税財政や金融改革の深化を打ち出している。具体的には、長引く不動産不況により逼迫する地方政府の財政難に対応するため、ぜいたく品や嗜好品を対象とする消費税を中央から地方政府に割り当てる方針を示している。また、「不動産、地方政府債務、中小金融機関などのリスクを防止し、解消するための措置を徹底する」方針も示しつつ、低中所得者向けの「保障性住宅」の建設と供給を増やすなどの対策も模索している。こうした改革の背景には、1994 年に中央財政の強化を目的とした分税制改革が実施されて以降、中央と地方政府の間で財政の収支バランスが不均衡の状態が続いていることがある。地方政府は収入が限られている一方、公共サービスや社会保障にかかる支出の配分が大きいため、財政が逼迫しやすい傾向にある。加えて、足元では不動産不況に伴う土地使用権売却収入の急減により、地方政府には新たな財源が求められている。ただし、「決定」には地方政府の財源を強化するとともに、中央政府の行政支出を拡大する方針が示されているが、具体的な時期や規模などは明示されていない。また、消費税収の規模は限定的であり、過剰債務を抱える地方財政にとって多くは期待しがたい施策とも言える。

加えて、社会保障や民生の改善を図るため、高齢化社会への対応として法定退職年齢の引き上げを進めていく考えも示しているなど、中国経済に根深く存在する課題の克服に向けたメッセージも実感される。ただし、この点についても、かつてより人力资源社会保障部が「2025 年までに法定退職年齢の引き上げを実施する」としていたが、年金の受給開始年齢が後ろ倒しとなることに反対の意見が根強いことから実現していない状況にある。今回の「決定」により、この期限が 2029 年まで延長された格好となっているだけに、今後の政策実現の行方については注意していく必要があろう。

この他、注目されるのが「国進民退」への対応である³。「決定」では、「2 つのいささかも揺るがない」政策を堅持し実現することが示された。「2 つのいささかも揺るがない」が示す意味とは、中国経済にとって国有経済と民営経済のいずれも重要であるということである。「決定」では、民営企業に対する市場参入障壁の除去や国家プロジェクトへの参加等を目的として「民営経済促進法」を制定する方針を明記しており、国有企业と民営企業が「法に基づき生産要素を平等に使用し、市場競争に公平に参加し、法律の保護を同等に受ける」などとしている。ただし、法律を整備したところで実態を伴う企業活動を定着させることは容易でないとみられるほか、政府当局による政策の一貫性も重要と思われる。また一方で、「決定」では、国有企业を「より強く、より良く、より大きくする」方針は不变で、国有資本を国家安全や国家経済の重要な分野に集中させる方針も示している。習近平政権では、国内経済を適切にコントロールすることを目指しつつ政策運営を重ねてきた結果、「国進民退」の傾向が顕在化している。さらには、足元では米中対立が激化しており、製造業を中心に米中デカップリングやデリisking の観点から、国家戦略の一環としてサプライチェーンの再構築を模索する状況に直面している。このような点を踏まえると、今後も「国進民退」の傾向は根強いとみられ、今後の政府当局が打ち出す政策のほか、企業各社の動向が注目される。

加えて、今回の三中全会において「市場」の位置付けやスタンスに変化が見受けられる点も注目しておきたい。「決定」では、「『緩和の柔軟性』を保ちながら、『管理の徹底』を図り、しっかりと市場の秩序を維持して市場の失敗を補完し、国民経済の循環を円滑化し、社会全体の内生的原動力とイノベーションの活力を引き出す必要がある」としている。ここから、政府当局としては市場経済化を推進するより、市場の管理に対する強い姿勢がうかがえる。振り返ると、習近平政権には、2013 年に政権を担ってから市場経済化に向けた改革を推進する向きも感じられたが、2020 年頃の民営プラットフォーマーの台頭にも象徴されるとおり、民営企業の急速な発展が経済や共産党統治の安定に影響したと考え、政府当局による管理を強化する方向に舵を切っているように思われる。上述のとおり、「決定」では「2 つのいささかも揺るがない」政策の下で、「国進民退」の傾向を是正する意志はうかがえるが、実体的には、従来の国有企业を優先するイデオロギーや既得権益層の抵抗が妨げとなる可能性もある。どこまで国有企业が享受する優遇が見直され、公平かつ平等な市場環境下で民営企業への具体的な政策支援の恩恵が実現するのか見極めがたいだけに、今後の動向には注目していく必要があろう。

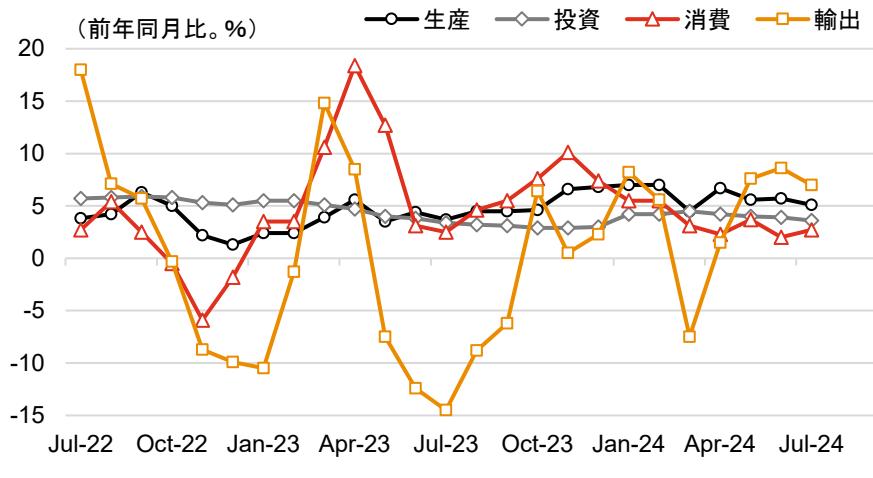
³ 中国の「国進民退」の動向については、PwC Intelligence のレポート「中国経済発展の足かせとなる『国進民退』の動き」を参照のこと（<https://www.pwc.com/jp/ja/services/consulting/intelligence/monthly-economist-report/monthly-economist-report202309.html>）。

減速基調を辿る足元の中国経済

以上みたとおり、中国政府当局は目前の経済成長より国家安全を優先課題としているとみられる中、足元の経済動向をみると、三中全会が開催されたタイミングで公表された 6 月実績を含めた第 2 四半期(4-6 月)の GDP 成長率は 4.7%まで低下したほか、7 月の単月ベースの主要経済指標は総じて減速基調を辿っている。小売売上高は 7 月に前年同月比 +2.7%となり、前年同月が低調であった反動もあり前月の同 +2.0%から加速したが、引き続き低水準で着地した。この中で足元の消費の伸びを牽引する「外食」は同 +3.0%と前月の同 +5.4%から加速したが、うち一定規模以上は、客単価の下落に伴い同一 -0.7% とマイナスに転落した。「商品」は、食品や飲料などが堅調に伸びた一方で、アパレルや化粧品、自動車類のほか、オフィス用品や建築内装材もマイナスの推移を続けた結果、同 +2.7%と鈍い伸びを続けている。1-7 月期の固定資産投資は前年同期比 +3.6%と、1-6 月期の同 +3.9%からさらに減速して着地した。最大のネックである不動産セクターで打ち出された政策効果はいまだ顕在化しておらず、不動産(同一 -10.2%)のマイナス幅はさらに拡大した。インフラ(同 +4.9%)および製造業(同 +9.3%)は 4 か月連続で減速したが、製造業は政府当局による産業高度化に向けたテコ入れ効果もあり、引き続き高水準を維持している。さらに、鉱工業生産をみると 7 月に前年同月比 +5.1%となり、前月の同 +5.3%からさらに低下した。分野別にみると、鉱業(同 +4.6%)およびエネルギー関連(同 +4.0%)が伸び悩むなか、製造業(同 +5.3%)が全体を牽引している。

ここで生産、投資、消費、輸出の伸びを比較すると、小売売上高が伸び悩みを続けている一方で、鉱工業生産の伸びは相対的に高い水準で推移している(図表 2)。足元では輸出の高い伸びが鉱工業生産を上回っているが、欧米諸国ほか主要貿易相手国・地域では中国の過剰生産に端を発する貿易摩擦の問題もあり、対中スタンスを厳格化する動きもあるなか、今後の持続性については楽観しがたい状況にある。このように国内外の需要の伸びは樂観しがたい状況下、企業各社は最終製品の価格に転嫁され難いまま、デフレ圧力が根強い状態が当面続くことになるとみられる。

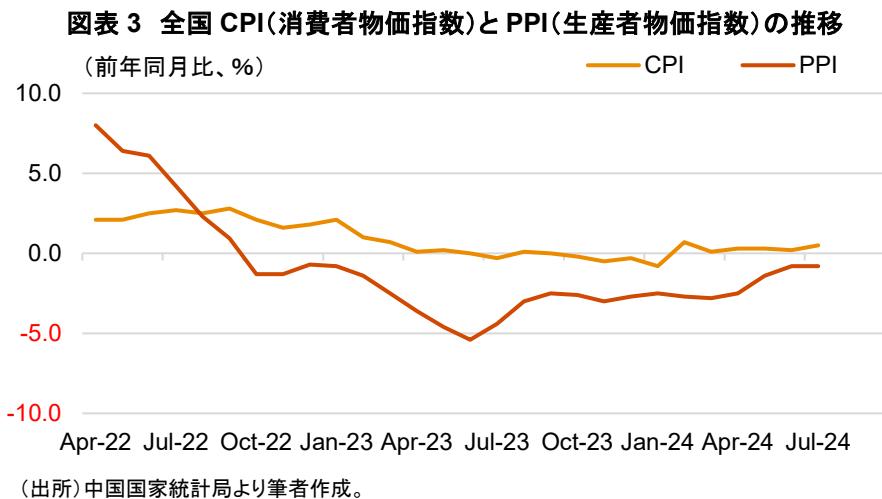
図表 2 生産・投資・消費・輸出の前年同月比伸び率の比較推移



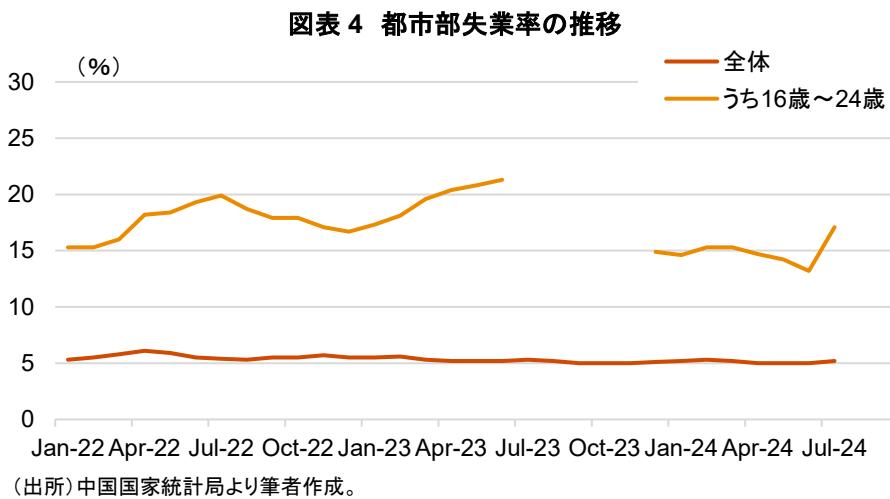
(出所) 中国国家統計局、Macrobond より筆者作成。

こうした厳しい経済環境を踏まえて、図表 3 で中国の全国 CPI(消費者物価指数)と PPI(生産者物価指数)の推移を比較してみる。CPI は 2023 年から足元まで低位で推移している一方、PPI はマイナス幅は縮小しているものの、2022 年 10 月以降 22 か月連続のマイナス推移を続けている。国内外の需要が伸び悩むなかで川下への価格転嫁が思うように進展せず、企業各社は採算悪化に直面している様子がうかがえる。なお、2024 年 1-6 月の鉱工業企業の営業利益率は 5.41%となっている。2024 年 1-2 月(4.70%)を底に回復基調を辿っているが、コロナ禍の影響を受けて企業収益が低迷していた 2022 年(6.09%)および 2023 年(5.76%)の水準を下回っており、本格回復までの道のりは長いようと思われる。

足元では原材料価格の下落を反映して素材および部材など中間財の出荷価格に下押し圧力がかかっており、こうした動きに伴い日用品ほか消費財の価格も抑制されている。さらには家計部門で貯蓄性向が高まっているなか、自動車ほか耐久消費財を中心に値下げ競争も激化しており、これが耐久消費財の物価下押しにつながっている。政府当局は 2022 年来小刻みな利下げや預金準備率の引き下げなど金融緩和策を重ねているが、足元の物価下落により実質金利が上昇している。このような状況下で、上述のように生産コストを製品価格へ転嫁することが難しくなると、企業収益は圧迫される。こうした事業環境が続いた場合、企業各社の設備投資の需要は減退し、さらに価格下落圧力につながるといった悪循環に陥る可能性もある。



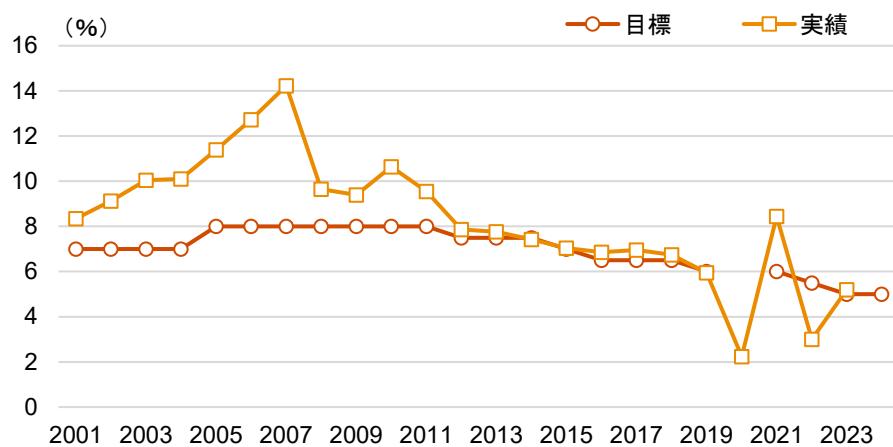
また、経済や社会の安定を占ううえでも重要な指標である雇用動向についてみておこう。以下図表 4 のとおり、都市部失業率は年初から 5% 強の水準が続いていたが、2024 年 4 月以降は 3か月連続で 5.0% と横ばいで推移している。コロナ禍の影響を受けて雇用環境が悪化し、都市部失業率が 5.5% 前後で推移していた 2022 年～2023 年初頭と比較すると、雇用環境の悪化には歯止めがかかっているものとみられる。ただし、16～24 歳の失業率をみると、2024 年 3 月以降下基調を辿っていたが、卒業シーズンとなる 7 月には 17.1% に跳ね上がり、前月の 13.2% から大幅に上昇し、統計の公表を再開してから最高水準となった⁴。このように足元の雇用環境は厳しさが増している様子がうかがえるだけに、引き続き経済動向や企業活動の実態面も睨みつつ、今後の推移を注目していく必要があろう。



⁴ 中国では、2023 年 7 月以降 16～24 歳の失業率の公表が一時停止されていた。公表停止直前の 2023 年 6 月は 21.3% と過去最悪を記録したうえ、非就学かつ無職の層を勘案すると実際には 40% を超えるとの指摘も聞かれていた。こうしたなか、「若者の就職、失業の状況をより正確にモニタリングするため」として調査方法が変更され、2023 年 12 月以降は学生を含まないベースで算出された数字が公表されている。

こうした厳しい経済環境を踏まえつつ、以下の図表 5 で中国の実質 GDP 成長率の政府目標および実績を比較してみる。2001 年以降、新型コロナウイルス感染症が流行する前の 2018 年までを振り返ると、基本的には政府が示した成長目標は必達している。新型コロナウイルス感染症の流行が経済を直撃した 2020 年は政府の目標自体が公表されなかつたほか、2022 年は長引く新型コロナウイルス感染症の影響から上半年に上海ロックダウンが実施され経済低迷を余儀なくされたため目標未達にて着地しているが、これらは過去を振り返っても極めて例外的と言える。先述のとおり、足元の中国経済は減速傾向を辿っているが、こうした過去の経緯も踏まえると、政府当局は GDP 成長率の目標達成に対しては相応に強い拘りを持っているようと思われ、2024 年の GDP 成長率「5%程度」の目標に向けて、中央政府主導による製造業やインフラ投資の促進のほか、消費拡大に向けた追加施策も展望され、今後の動向が注目される。

図表 5 中国の実質 GDP 成長率の政府目標および実績の比較



(注 1)2016 年(GDP 成長率 6.9%)の目標は「6.5-7.0%」、2019 年(同 6.0%)の目標は「6.0-6.5%」。

(注 2)2020 年は政府目標が公表されず。

(出所)中国国务院、中国国家統計局より筆者作成。

まとめ

本稿では、三中全会の「決定」で示された中国政府当局の方針や方向性を踏まえつつ、中国経済の今後の展望について論じてきた。足元の中国経済は長引く不動産不況などの影響により減速を余儀なくされていることから、三中全会で大規模な景気刺激策が打ち出されることを期待する声もあった。ただし、目先の経済テコ入れとの観点からみれば、総じて具体的な施策に乏しい内容であり、中国共産党として目指す原理原則を確認するものとなったように思われる。今回の三中全会の「決定」からは、習近平政権が国家安全を「中国式現代化を進めるための基礎」として位置付け、欧米ほか海外諸国の経済や政策動向に無用に左右されないような安定的かつ強い国家を目指すスタンスにあると考えられる。

ただし、国家安全を重視するスタンスを堅持するとしても、まずは安定的な経済成長を実現させてこそ中国共産党政権の統治の妥当性が示されることとなる。足元の中国経済は、長引く不動産不況に伴う需要不足や若年層を中心とした雇用不安に直面しているなか、根強い鉱工業生産と外需の伸びに牽引されつつも減速傾向を辿っている。国内の需要が伸び悩む一方で根強い生産活動が続いた場合、国内で吸収しきれない製品が安値で輸出されることに伴う、いわゆる「デフレの輸出」が深刻化する可能性もある。さらには、半導体や自動車など戦略産業セクターを中心に欧米諸国との対立が一段と激化する可能性がある上、今年 11 月の大統領選を控える米国では、対中スタンスが一段と厳しくなる見込みがあるなど、欧米はじめ世界各国との関係は緊張感が払拭しきれない状況が続くとみられる。また、先述のとおり、市場経済化の進展より政府当局による「市場の管理」が強化され、非効率な経営を余儀なくされている国有企業が優遇される「国進民退」の傾向が根強く続いた場合、経済成長の阻害要因にもなりうる。こうした厳しい状況下、今後政府当局が標榜する 2024 年の GDP 成長率「5%程度」の目標必達に向けて、中央政府主導による追加の財政政策などにより製造業やインフラ投資を促進するほか、国内の消費拡大に向けた追加施策も展望されよう。今後も経済の実態を見据えつつ、小刻みな金融政策のほか、不動産をはじめとする分野に対してもう一段具体的な施策が打ち出される可能性もあるだけに、引き続き政府当局が打ち出す景気テコ入れ策の動向はもちろん、不動産セクターはじめ各産業への追加の景気刺激策の動向を見極めながら先行きを確認していく必要があろう。

菌田 直孝

シニアエコノミスト

PwC Intelligence

PwC コンサルティング合同会社

PwC Intelligence 統合知を提供するシンクタンク

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/consulting/intelligence.html>

PwC コンサルティング合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー Tel:03-6257-0700

©2024 PwC Consulting LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.